

平成28年中の遺失届及び拾得物の取扱い状況

平成28年中(1月～12月)の沖縄県警察における遺失届出及び拾得物の取扱い状況について、下記のとおりです。

～遺失届～

遺失届(落とし物の届け出)	提出件数	約4万5,000件	金額	約4億1,300万円	物品点数	約12万1,000点
---------------	------	-----------	----	------------	------	------------

～拾得物届～

拾得物届(落とし物を拾った届け出)	提出件数	約14万8,000件	金額	約1億7,800万円	物品点数	約22万2,000点
遺失者返還数(落としした方に返された数)	返還件数	約2万2,000件	金額	約1億1,600万円	物品点数	約7万5,000点
拾得者交付数(拾った方に引渡された数)	交付件数	約2万7,000件	金額	約2,200万円	物品点数	約2万8,000点
県に帰属	帰属件数	約7万4,000件	金額	約3,500万円	物品点数	約8万2,000点

拾得物は拾得物届出を窓口で受け付けた日から3ヶ月間、警察署で保管します。その間に、遺失者(落とし物をした方)が判明すれば返還します。

保管して3ヶ月経過後2ヶ月間に、遺失者が判明しなかった物件で拾得者(落とし物を拾った方)が所有権を取得する場合に拾得物を引き渡します。
(個人情報物件、禁制品等を除く)

遺失者が判明しない場合や拾得者の権利放棄等により、返還、交付できなかった拾得物は、沖縄県に帰属します。